

「消防団加入促進PR業務」仕様書

1 業務名

消防団加入促進PR業務

2 業務場所

下関市内

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 背景・業務目的

南海トラフ地震など今後発生が危惧される大規模災害等に備え、地域防災力の中核を担う消防団の万全な体制を構築するためには、消防団員の確保が不可欠である。しかし、近年では、社会環境の変化に伴い、全国的に消防団員が減少しているのと同様に本市でも減少しており、地域防災力の低下が懸念されている。

本業務では、消防団員の減少に歯止めをかけ、「地域とのつながり」を踏まえた、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを図るため、女性や若年層をはじめとする幅広い市民に消防団活動の重要性や魅力を伝え、消防団に対する地域の理解の促進と消防団を地域で応援する機運の醸成に努め、各種広告媒体による啓発のほか、直接的な働きかけなど多角的な広報戦略を実施することで、地域防災力の活性化に取り組むとともに、消防団員を確保する。

5 業務内容

本業務は、消防団員の減少問題を、社会全体の「なり手不足」問題として捉え、先進的で持続性のある内容とし、下記に掲げる項目を満たしたものとすること。

(1) 企画・加入促進活動

下関市消防団マスコットキャラクター「モセキ、コモセキ」のコンセプトでもある「絆」を軸に、市との絆、地域との絆、企業との絆、学生との絆、家族との絆、団員相互の絆、消防局との絆。このような様々な「絆」を感じることでできる本市独自の多角的な広報戦略を、地域、企業、大学等の女性や若年層をはじめとする幅広い市民と連携して直接的な働きかけを実施すること。

(2) 広告制作物

「(1)企画・加入促進活動」の内容に応じて次の広告制作物を複数提案すること。

ア 映像（ショートムービー）等のオンライン広告

イ チラシ、ポスター、リーフレット等のオフライン広告

(3) 業務実施に当たっての留意事項

ア 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の詳細について委託者（以下「甲」という。）との協議の上決定し、業務計画書及び議事録を作成し、甲の承認を得て業務を実施すること。

イ 乙は、甲の意図及び目的を十分に理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

ウ 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打合せを行うこと。

エ 乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、甲からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料等を提供すること。

(4) 成果物の提出

本業務に当たって作成した広告制作物及び資料に関しては、甲に提出するものとし、納入場所及び期日等に関しては別途協議するもの。

ア 「(1)コンセプト」の内容に伴う活動報告書

イ 「(2)広告制作物」

(5) 著作権等について

ア 業務に伴い制作したイラストなどの各種デザインを含む成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権は、甲に属するものとし、乙は、成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を甲に無償で譲渡するものとする。

イ 乙は成果物に関する著作権者人格権を甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 乙は甲に対し、成果物が第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、乙は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、甲に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(6) 効果測定の設定

アウトプット指標として次の項目を定めること。

- ・ 広報媒体の数～5媒体
- ・ 連携地域団体の数～17地区（まちづくり協議会等）
- ・ 連携企業・大学の数～50団体（消防団協力事業所、市内大学等）

(7) 事業の検証

乙は、業務の成果を客観的に把握し、今後活かすための検証報告書を甲に提出すること。

(8) その他

次に示す本市のこれまでの取り組み内容を踏まえて提案をすること。

- ・ 下関市消防団PRキャンペーン隊（マスコットキャラクター作成）による広報活動
- ・ 下関市消防団専用デザインの自販機による消防団広報
- ・ 市公式アプリ、地域情報誌、サイネージへの消防団広報
- ・ 消防団員募集ポスター、リーフレット作成、YouTube 広告及び配信
- ・ 地域企業の商品を活用した、加入促進PR広告
- ・ 消防団による海峡まとい太鼓による地域行事での広報活動
- ・ 団員による市内大学学園祭での広報活動

- ・市内高校生（卒業生）を対象とした加入促進説明会
- ・下関港へのクルーズ船入港イベントでの広報活動

6 特記事項

「個人情報の取扱い」、「環境に関する配慮事項」、「下関市暴力団排除条例による措置」については、別記のとおりとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項であっても、業務に際して当然必要と認められる事項については、乙の負担においてこれを処理する。
- (2) 乙は、業務上知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、甲と乙の協議により、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

委託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、委託者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 委託者と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったと

き。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 委託者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、委託者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 委託者、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。